

# DV が子どもに与える影響と 支援のあり方に関する一考察

渡邊 明日香\*・藪長 千乃\*\*

## Abstract

Law for the Prevention of Spousal Violence and the Protection of Victims has come into effect since 2001. One of the achievements of this law was that it revealed lots of cases of latent violence between close relationships. The term, Spousal Violence means physical, mental and sexual violence between spouses or ex-spouses. Owing to its domestic nature, it was difficult to know the actual situation of violence and victims. However, it was clear that there are a considerable number of women who could not escape due to their economic concerns or insufficiency of support and information.

The victims of Spousal Violence were not only spouses, but their children usually became victims too. Several studies were conducted on Spousal Violence's influences upon children and showed that children had suffered from violence directly and indirectly and children also had been damaged psychologically in their development.

Despite these serious influences, there are few measures for children. In this article, firstly, we mention the recent situation of Spousal Violence and its influences upon children in Japan. Secondly we describe the support system for the children. Lastly, we argue that there is a deficiency of support for children and measures.

Key Words: DV, 子どもへの影響, 支援状況

---

\* 人間学研究科社会福祉学コース

\*\* 人間学部人間福祉学科

## 1. はじめに

### 1-1. 研究の意義・目的

#### DV の実態

2001 年から施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」（通称：DV 防止法。以下「DV 防止法」という。）の条文において、「配偶者からの暴力」（ドメスティック・バイオレンス。通称：DV）は「…犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と明記されている。内閣府男女共同参画局は DV の実態を明らかにするため 2002 年度と 2005 年度に「配偶者等からの暴力に関する調査」等を実施している。

2002 年度調査<sup>(1)</sup>は全国の 20 歳以上の男女 4,500 人を対象に行われ、3,322 人（女性 1,802 人、男性 1,520 人）から回答があった。これまでに配偶者や恋人から「身体に対する暴力を受けた」は女性 15.5 %、男性 8.1 %、「恐怖を感じるような脅迫を受けた」は女性 5.6 %、男性 1.8 %、「性的な行為を強要された」は女性 9.0 %、男性 1.3 %が『あった』と回答した<sup>(2)</sup>。さらに、約 5 人に 1 人の女性が「身体的暴行」「心理的脅迫」「性的強要」のいずれかをこれまでに経験しているという<sup>(3)</sup>。

また、2005 年度に行われた同調査<sup>(4)</sup>によると調査は全国の男女 4,500 人を対象に行われ、2,888 人（女性 1,578 人、男性 1,310 人）から回答があった。これまでに配偶者（事実婚・別居中の夫婦、元配偶者も含む）から身体に対する暴力<sup>(5)</sup>を経験した人は女性 26.7 %、男性 13.8 %にのぼり、うち女性の 5.8 %は何度も暴行を受けたと回答している。精神的な嫌がらせ・脅迫を受けた人は女性 16.1 %、男性 8.1 %、性的行為の強要を受けた女性は 15.2 %、男性 3.4 %いた。また、「配偶者（事実婚・別居婚）から『暴行』『精神的嫌がらせや脅迫』『性的な行為の強要』のいずれかの DV 被害経験がある女性は 33.2 %、うち女性全体の 10.6 %は『何度もあった』と答えた<sup>(7)</sup>」。 (表 1)

以上の調査をみると、被害者の多くは女性であり、実に 3 人に 1 人が被害を受けたと回答している。このように DV 防止法において「DV は犯罪である」と明記されたことにより、DV は単なる夫婦喧嘩ではないという認識が広がり始めた。また、各団体が行っている調査や啓発活

表 1 DV 被害の実態

	2002 年度	2005 年度
身体的暴力	女性 15.5%, 男性 8.1 %	女性 26.7%, 男性 13.8 %
精神的暴力*	女性 5.6%, 男性 1.8 %	女性 16.1%, 男性 8.1 %
性的暴力	女性 9.0%, 男性 1.3 %	女性 15.2%, 男性 3.4 %

\* 2002 年度は「恐怖を感じるような脅迫」、2005 年度は「精神的な嫌がらせ、脅迫」

内閣府男女共同参画局『配偶者等からの暴力に関する調査』（2002）、『男女間における暴力に関する調査』（2005）より筆者作成

動により、少しずつではあるが被害の実態が明らかになってきている。

#### 現在行われている被害者支援

では、このような被害を受けている被害者に対し、2007年現在どのような支援が行われているのだろうか。まず相談場所として、都道府県や市区町村にある福祉事務所や婦人相談所、女性センター、配偶者暴力相談支援センター、警察などが挙げられる。相談は来所による面接相談だけでなく電話でも可能である。電話は匿名でかけることができる。面接相談は予約制であったりする反面、ゆっくり時間をとって相談することができるという利点がある。相談することによって他の相談機関やカウンセリング、また、相談者の話の内容からDV被害にあっていいる可能性がある場合には避難する方法や一時保護、保護命令、自立のための福祉制度についての情報を得ることができる。その際、「…ほかに行くところがない女性に危害が及ぶことを防止するために緊急保護が必要であって、一時保護後に行くところが決まっている場合、あるいは短期間の入所が必要な場合<sup>(8)</sup>」は、公営・民間シェルターによって一時保護が行われる。一時保護は婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所が厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託し行われる(DV防止法第3条4項)。一時保護委託先は婦人保護施設、母子生活支援施設、民間団体のほか、児童養護施設、乳児院、軽費老人ホーム、知的障害者施設、救護施設など、2004年3月1日現在で168施設ある<sup>(9)</sup>。一時保護に要する費用は都道府県が支弁する(法第27条2項)。一時保護施設の所在地は非公開であり、居所が夫などに知られることはないため、被害者は安心して心身を休めることができる。一時保護期間中、被害者は今後の生活の再建に向けて考えていくことになる。一時保護の定義や期間について、DV防止法には一切定められていないが、多くは2週間前後とされる<sup>(11)</sup>。(図1)

しかし、2006年の段階で、民間シェルター数は全国で80ヶ所あまりにすぎない。また、民間団体への一時保護委託を行っている都道府県は18にとどまる<sup>(12)</sup>。さらに、たとえ暴力から逃れられたとしても、被害者は「…生活費や、住居の確保……中略……子どもを連れての再建なら、子どもの保育所や学校の問題、DV家庭で育ったことや、環境の変化による子どもの精神的、情緒的不安への対応など、また、転居先や避難先を見つけられるだろうかという不安<sup>(13)</sup>」に直面する。さらに、全国的に24時間の受け入れ態勢の整備不足、公営シェルターの不足や老朽化、医師や弁護士<sup>(14)</sup>の常駐がほとんどないことや、看護師、保育士、カウンセラーなどの専門職員の配置不足、外国籍女性への支援の不足、施設がバリアフリー化されていないというハード面の理由から介助が必要な場合は受け入れていない、妊娠中の女性の受け入れをほとんど行っていないなど多くの問題が指摘されている。そして、一時保護施設からの退所先は、婦人保護施設や母子生活支援施設、公営住宅入居、アパート入居、就労、帰宅などとなっている。身体的、精神的に被害を受けている被害者には、個々の配慮が必要となるため、被害者を様々な側面から支援するためにも、制度や環境を整備していく必要があるだろう。

2007年現在、以上のような被害者支援が行われている。DV被害者の多くは女性であるため、

## 被害者支援の流れ

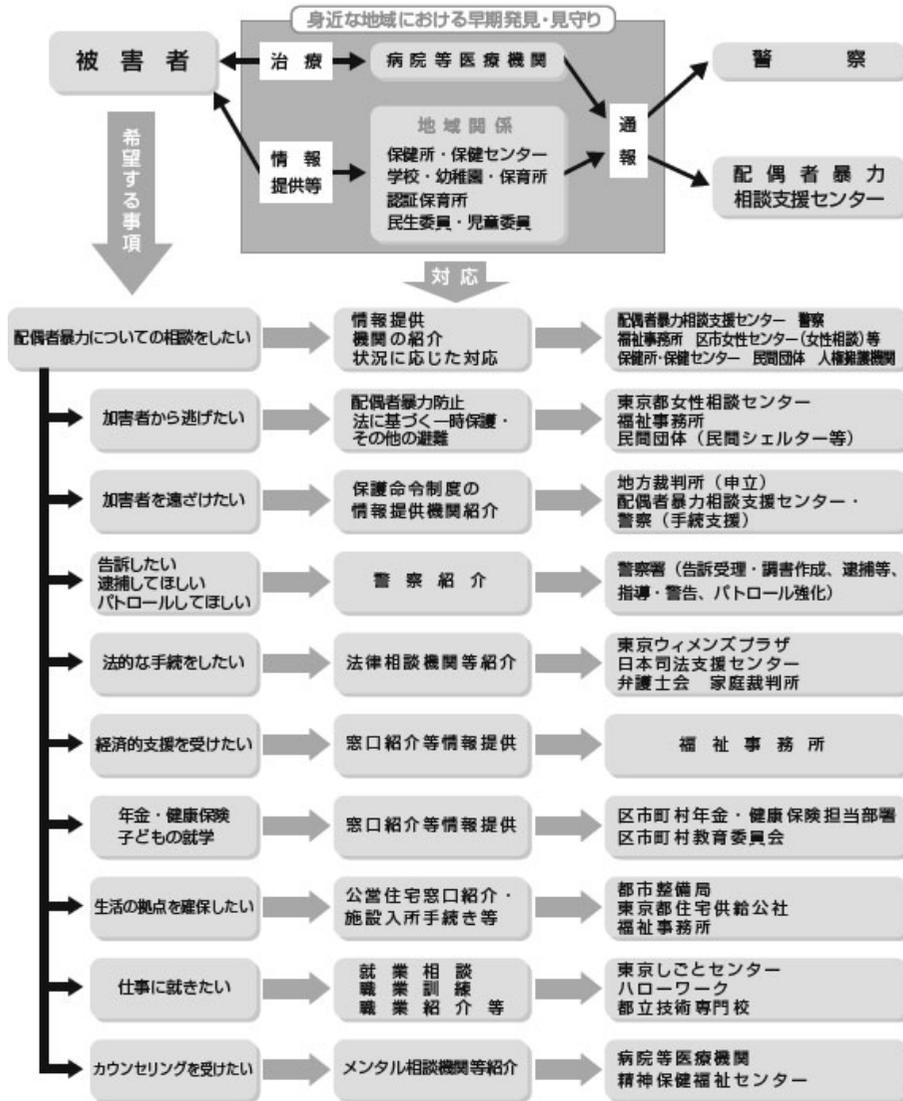


図1 被害者に対する支援の流れ（東京都の場合）

出所：東京都生活文化スポーツ局ホームページ「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」8頁

上記に挙げた支援は主として被害を受けた女性を対象に行われている。しかし、DV被害者と同じ家庭内で生活している他の家族、例えば子どもも何かしら被害を受けているのではないだろうか。本研究では、身体的・精神的・知的に発達段階であるために、大人に依存して生活せざるをえない立場にある子どもに焦点を当てたうえで、まずDV被害者とともに生活している（もしくは生活していた）子どもがDVから受ける影響について、主に先行研究を参考にしながら整理し、その被害に対してどのような支援が行われているのかについて、明らかにする。

なお、本研究では、DV が子どもに及ぼす影響について戒能民江編『DV 防止とこれからの被害当事者支援』（2006 年）やランディ・バンククロフト／ジェイ・G・シルバーマン著、幾島幸子訳『DV にさらされる子どもたち ―加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』（2004 年）などの文献を参考とした。また、DV の実態、支援状況については厚生労働科学研究成果抄録データベースに収録されている「DV 被害者における精神保健の実態と回復のための援助研究（H13－子ども－036）に関する研究（総括研究報告書）」（2002 年）、「母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査」（2004 年）などの先行研究や、各行政機関、民間団体によって行われた「男女間における暴力に関する調査」報告書（2005 年度）などを使用した。

## 1-2. DV とはなにか

### DV 防止法における「DV」

DV 防止法では具体的な暴力の定義として、「この法律において『配偶者からの暴力』とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）としている（DV 防止法第 1 条）。DV とされる暴力は一般的に「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」等、いくつかに分類されていることが多い。「身体的暴力」は、殴る、蹴る、引きずり回す、物を投げつける、首を絞める等の行為を言う。この身体的暴力は、精神的暴力や性的暴力などとあわせて行使されることが多いと指摘されている<sup>(15)</sup>。このような複合的な暴力は、内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」報告書（2005 年度）の「配偶者からの被害の重複－過去 5 年間」によると、「身体的暴行のみ」（12.2 %）、「心理的攻撃のみ」（8.4 %）、「性的強要のみ」（5.6 %）であるのに対し、「身体的暴行と心理的攻撃」（8.9 %）、「身体的暴行・心理的攻撃・性的強要」（5.4 %）、「心理的攻撃と性的強要」（1.6 %）、「身体的暴行と性的強要」（1.3 %）と大きな割合を占めている<sup>(16)</sup>。これらの暴力が原因で負傷、意識喪失状態になることもあり、最悪の場合死に至ることもある。

「精神的暴力」は、大声で怒鳴る、「子どもを殺す」「自殺してやる」などと脅迫する、言葉や身振りにより威嚇する、強制的・威圧的な言動、無視をするなどが挙げられる。また、外出を制限する、友達や親戚関係を制限することの他、「女は男に従うものだ」という思想など、社会にある女性差別を家庭内に持ち込み、固定的な女性役割を押し付けることも精神的暴力とされている。鈴木・麻鳥は「身体的暴力にくらべ、精神的暴力は日常生活のささいな行動や態度の中で繰り返されやすい<sup>(17)</sup>」と指摘している。

「性的暴力」には、望まない時間帯や場所で性行為を強要する、子どもの前で性行為を強要する、避妊をしない、中絶を強要するなどがある。「性的暴力」は訴えにくいことや暴力があ

ったことを証明することが難しいことから、もっとも潜在化しやすい暴力といえる。

### 広範な「DV」の捉え方

「ドメスティック・バイオレンス」(Domestic Violence) という言葉の Domestic は「家庭の」という意味をもっており、直訳すると「家庭内暴力」となる。しかし、日本でいう「家庭内暴力」は子どもから親への暴力、親から子どもへの暴力、老親への暴力等を指しているとされる。そこでこうした家庭内暴力と区別するため、日本ではドメスティック・バイオレンスは「配偶者からの暴力」と訳されるという<sup>(18)</sup>。この「配偶者からの暴力」は、DV 防止法第 1 条において「配偶者（婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」と定義しているが、解釈は専門家によって異なっている。鈴木・麻鳥は前述した身体的・精神的・性的暴力のほかに「経済的暴力」（生活費を渡さない、借金、浪費、女性名義の財産を作らせないなど）や「社会・文化的暴力」（加害者との別居により夫名義の保険証が利用できないなど、社会制度を通して受ける暴力）も DV の範疇に入れるべきであると指摘している<sup>(19)</sup>。さらに、戒能民江の場合、「DV とは、夫や恋人、婚約者、同棲相手、ボーイフレンドなど、個人的で親密な関係にある人からふるわれる暴力をいう。離婚後の関係や婚約解消後の元の関係も含まれている<sup>(20)</sup>」としている。実際、認識は少ないものの、中学生・高校生など交際関係にある男女間の暴力（デート DV）も多発していることから、DV 被害者の範囲を「恋人関係」にまで広げる必要があると考えられる。

### 1-3. DV と子どもに関する先行研究

#### DV の子どもへの影響

小西聖子<sup>(21)</sup>らは「DV 被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究（H13 - 子ども - 036）に関する研究<sup>(22)</sup>」において、DV の子どもへの影響、児童虐待との関係を調査している。調査は 2002 年 9 月 19 日～2003 年 3 月 21 日までの 6 ヶ月間、関東甲信越地域の配偶者暴力相談支援センター 8 施設で実施された。調査対象は、夫またはパートナーからの暴力により関東甲信越地域の配偶者暴力相談支援センター 8 施設を利用している、調査実施協力の得られた女性（計 20 名）である。

まず、全対象 20 例に DV を子どもが目撃していたかどうかについて質問した結果、いつも DV を目撃していたという回答が 15 例（75 %）、時々見ていたという回答が 3 例（15 %）、1～2 回目撃という回答が 1 例（5 %）であった。一方 DV は目撃していないという回答は 1 例（5 %）であった。9 割の子どもが DV 被害を目撃しているという結果から、かなり高い頻度で子どもが DV を目撃していることが明らかとなった。

次に暴力をふるっている（またはふるっていた）相手が子どもに対して暴力をふるっている

かどうかを聞いたところ、全対象 20 例中、80 %にあたる 16 例が子どもに対して何らかの暴力をふるっていると回答している。暴力の内容としては、精神的暴力が 16 例（80 %）、身体的暴力が 11 例（55 %）、性的暴力が 1 例（5 %）となっており、精神的暴力が最も大きな割合を占めていることがわかる。

また、暴力を目撃していた当時、母親から見て子どもに見られた影響についての質問には、感情の不安定が 12 例（60 %）、体調不良や不登校が 8 例（40 %）あったという回答があった。感情の不安定についての具体的な内容については、本研究では明らかにされなかったため、子どもの精神健康に関するさらなる実態把握が必要であると述べられている。不登校に関しては、理由として「母親のことが心配だったから」と述べられていた事例が挙げられている。小西はこのことから母親を心配し、子どもの行動が制限されてしまうことがあると考えている。このほかに夜尿・援助交際・摂食障害などの問題があげられたと報告されている。DV との関連については本研究では明らかにされなかったが、子どもにみられる問題についてもさらなる実態把握の必要性があると述べている。

#### DV 被害度、精神状態と子どもの問題行動との関連

金吉晴<sup>(24)</sup>らは「母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査<sup>(25)</sup>」において、クリニックに通院している DV 被害母子（計 11 組 7 家族）を対象に、子どもの問題行動や状態が母親の DV 被害や精神状態とどのように関連しているのかについて、質問紙・面接・行動観察による臨床的評価により検討している。その結果、①子どもの精神状態・問題行動については、内向的問題であるか外向的問題であるかを問わず、一般的に注意を要する状態にあることが示唆された。②子どもの精神状態・問題行動の把握については、母親側に困難な状態が認められた。③母親の DV 被害度と子どもの精神状態・問題行動との関連については、母親への身体的暴力が子どもの精神状態、とくに内向的問題の悪化に関連することがわかった。④母親の精神的健康・抑うつ度と子どもの精神状態・問題行動との関連については、母親の一般的な精神健康度・抑うつ度は子どもの問題行動の発生と強く関連していること、さらに母親の希死念慮の高さがひきこもりや身体症状といった子どもの内向的問題やその他の社会性の問題にまで強く関連していることが示されている。

研究では結果をもとに DV 被害を受けた母子の母子関係の再構成と安定の基盤作りの必要性、DV 被害母子への援助に役立てていくための追跡研究の重要性が指摘されている。さらに DV の場合、暴力は一度きりではなく繰り返し行われるため、トラウマが複雑性を帯びていること。それが母子関係やその後の生活にどのような困難を生じさせているかを検討する必要性を挙げている。

#### DV の子どもへの影響と心のケア

二宮恒夫<sup>(26)</sup>は事例をもとに DV を目撃したことによって、子どもに様々な影響が現れてくる

としている。具体的には「子どもが DV を目撃することは、家庭が安心感、安全感を抱かせる場所ではなくなり、子どもは緊張感の高い状況を持続させる」、「DV を幼少時から繰り返し目撃することによって、対人関係障害、自我の発達障害など心理社会的発達の歪みから思春期のこころの問題を発症する」ことを述べている。そのうえで子どもへのケアは DV の早期発見・介入から始まること、DV そのものが虐待であることを認識したうえで、子どもに対してもカウンセリングや箱庭療法などの心理的支援、子どもにとって安心できる存在の必要性を挙げている。

以上の先行研究から、DV のある家庭で生活している子どもも、被害者と同様、身体的、精神的な面で様々な影響を受けていると考えられる。これらの研究では、さらなる実態把握や追跡研究の必要性について挙げられているが、被害を受けた子どもに対しての具体的な支援に関しては示されていない。また、支援の必要性を述べていても、心理的支援を中心に挙げているケースがほとんどである。そこで、次節以降 DV の影響を受けた子どもに対して行われている支援を整理し、今後有効となるであろう支援と今後の課題について指摘する。

## 2. DV による子どもへの影響

「児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）」（通称：児童虐待防止法）第 2 条 4 項において、「…児童が同居する家庭における配偶者にたいする暴力」も児童虐待であると定義している。では、DV によって子どもはどのような被害を受けているのだろうか。また、暴力を受けたことによってどのような影響が現れるのであろうか。

### 2-1. DV による被害とその実態

#### 子どもに対する暴力の認識

内閣府男女共同参画局によって行われた「配偶者等からの暴力に関する調査」等によると、2002 年度調査<sup>(27)</sup>では、回答者 459 人（女性 328 人、男性 131 人）のうち、「配偶者や恋人からの暴力行為を受けた時に、子どもが目撃していたかどうかを聞いたところ、『目撃していた』という人は 23.3 %<sup>(28)</sup>」（女性 27.4 %、男性 13.0 %）で、『目撃していない』と答えた人は 3 割強の 31.6 %（女性 32.0 %、男性 30.5 %）いた。「…『目撃していたか、いないかはわからない』という人は 11.1 %<sup>(29)</sup>」（女性 8.8 %、男性 16.8 %）であった（図 2）。また、「配偶者や恋人から暴力行為を受けていた当時子どもがいた人（303 人）に、その相手が子どもに対しても同様の行為をしたことがあったかを聞いたところ、『あった』<sup>(30)</sup>」（18.8 %）（女性 21.0 %、男性 12.7 %）という人は 2 割弱いた。

さらに 2005 年度調査<sup>(31)</sup>では、暴力被害経験のある 608 人（女性 426 人、男性 182 人）に、配

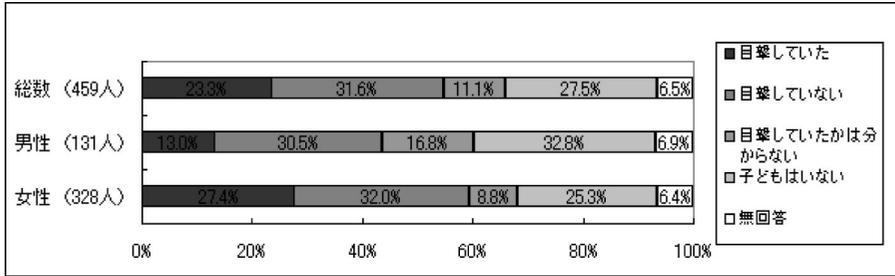


図2 子どもによる目撃 (2002年度内閣府調査)

内閣府男女共同参画局編『配偶者等からの暴力に関する調査』国立印刷局, 2003, 91頁より筆者作成

偶者からの暴力を18歳未満の子どもが知っていたかどうかについて聞いている。結果、「子どもは知らなかった」(37.8%)という人が4割弱で最も多かった。しかし、「子どもは目撃していた」(19.6%),「子どもは目撃していないが、音や声、様子から知っていた」(12.5%)を合わせると、ほぼ3人に1人は、配偶者からの行為を『子どもは知っていた』と答えている<sup>(32)</sup>。(図3) また、「子どもは知っていた」と答えた195人(女性136人, 男性59人)にその影響を聞いたところ、「子どもの心身に『影響を与えたと思う』(67.2%)という人が7割近くを占め<sup>(33)</sup>」ている。「これに対して、『影響は与えなかったと思う』(13.3%)という人は1割強である<sup>(34)</sup>」ことから、多くの被害者は子どもへの影響を心配していることが分かる。

また、2002年度の調査では「…回答者が18歳になるまでの家庭における状況<sup>(35)</sup>」が報告されている(なお、この調査の「親」には養父母も含まれている<sup>(36)</sup>)。「父は母に暴力をふるっていた」に『当てはまる』と答えた人は6.6%<sup>(37)</sup>おり、「どちらかといえばあてはまる」と答えた7.5%の人と合わせると、1割以上の家庭で父親から母親への暴力があったということになる。逆に「…“母は父に暴力をふるっていた”に『あてはまる』という人は1.4%で、『どちらかといえばあてはまる』(0.8%)という人を合わせても、母親が父親に暴力をふるったという家庭は2%程度にとどまっている<sup>(38)</sup>」。さらに、「親からなぐる、けるなどの身体に対する暴行をうけた<sup>(39)</sup>」に「あてはまる」(5.3%)「どちらかといえばあてはまる」(5.8%)と答えた人は約1割、「…“親から『お前なんか生まれてこなければよかった』などと言われたり、無視されたりしていた<sup>(40)</sup>」には「あてはまる」(2.3%)「どちらかといえばあてはまる」

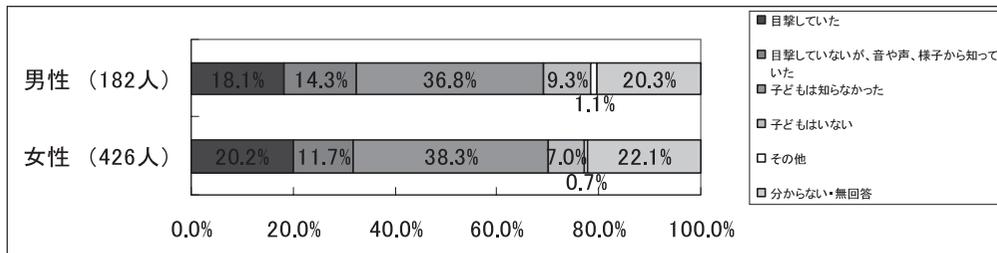


図3 子どもによる目撃 (2005年度内閣府調査)

内閣府男女共同参画局ホームページ「男女間における暴力に関する調査」56頁より筆者作成

(1.7%) という回答が出ており、4%の人が心理的虐待を受けていたという結果が出ている。

### 子どもが受けている暴力の実態

東京都の「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書（配偶者暴力相談支援センターにおける相談内容調査結果のまとめ<sup>(41)</sup>）」によると、DV被害の相談件数180件<sup>(42)</sup>で「子どもあり」と答えた151件（全体の83.9%）のうち、子どもに対する暴力が「ある」と回答したのは77人（51.0%）であるのに対し、「なし」は60人（39.7%）、「無回答」は14人（9.3%）だった。（表2）約半分の子どもが暴力の被害を受けているのである。

表2 子どもに対する暴力の有無

	2機関合計*	
あり	77人	(51.0%)
なし	60人	(39.7%)
無回答	14人	(9.3%)
合計	151人	(100.0%)

\* 2機関…東京都ウィメンズプラザ，都女性相談センター  
東京都生活文化スポーツ局ホームページ「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」（配偶者暴力相談支援センターにおける相談内容調査結果のまとめ）7頁より筆者作成

また、子どもへの影響を暴力の有無それぞれに調査した結果、子どもに対して直接暴力が及んでいない場合でも、「加害者への憎悪・恐れ」「性格・情緒のゆがみ」などの影響が回答されている。（表3，4）

さらに、東京都が2003年8～9月、都内に所在する機関を対象に行った「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書<sup>(43)</sup>」の「配偶者等暴力被害者支援関係機関アンケート調査結果のまとめ」によると、「平成14年度中に関わった配偶者等暴力被害者の子どものうち、子ども自身が虐待を受けていたという事例に該当する子どもが『いる』との回答は、『入所型施設<sup>(44)</sup>』『子どもの相談支援機関<sup>(45)</sup>』『福祉事務所<sup>(46)</sup>』で6～7割である」という結果が出ている。

以上のことから、加害者からの暴力は子どもにも及んでいること、DVが児童虐待と密接に関係していることが分かる。こうした暴力は子どもにどのような影響を与えているのだろうか。以下、順を追って述べていきたい。

## 2-2. 成長発達に関する被害

子どもはDV被害を受けることによって成長が保障されにくいという影響を受けている。実際、DVのある家庭で育つ子どもには、その発達段階によって暴力が原因と思われる様々な弊

表3 子どもに対する暴力のある場合の子どもへの影響（複数回答）

	2機関合計*
加害者への憎悪・恐れ	42 (54.5%)
性格・情緒の歪み	21 (27.3%)
おもらし, チック	12 (15.6%)
不登校	9 (11.7%)
無気力・無感動	5 (6.5%)
子ども自身が暴力をふるう	5 (6.5%)
周りの世界を遮断する	5 (6.5%)
ノイローゼ・自殺を図る	5 (6.5%)
生活習慣の乱れ（飲酒・喫煙・盛り場の徘徊など）	5 (6.5%)
身体的症状（発育不良など）	4 (5.2%)
身体的外傷	3 (3.9%)
緊張	2 (2.6%)
その他	8 (10.4%)
特にない	6 (7.8%)
分からない	7 (9.1%)
無回答	2 (2.6%)

\* 2機関…東京都ウィメンズプラザ，都女性相談センター

東京都生活文化スポーツ局ホームページ「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」（配偶者暴力相談支援センターにおける相談内容調査結果のまとめ）7頁より筆者作成

表4 子どもに対する暴力のない場合の子どもへの影響（複数回答）

	2機関合計*
加害者への憎悪・恐れ	9 (15.0%)
性格・情緒の歪み	4 (6.7%)
その他	2 (3.3%)
特にない	13 (21.7%)
分からない	16 (26.7%)
無回答	18 (30.0%)

\* 2機関…東京都ウィメンズプラザ，都女性相談センター

東京都生活文化スポーツ局ホームページ「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」（配偶者暴力相談支援センターにおける相談内容調査結果のまとめ）7頁より筆者作成

害が現れている。これらの影響は発達段階によって異なり、子どもが幼少であるほど心身の健康や発達に重大な影響を及ぼしている<sup>(48)</sup>。ここでは、各発達段階で具体的にどのような影響が現れているのかについて述べる。

まず、「…子どもの多くは、胎児の頃から暴力の危険にさらされ、その影響を受けている<sup>(49)</sup>」という。胎児は胎内にいても怒鳴り声や争う声、叫び声を聞くことができるため、胎児のスト

レスのレベルは上がる<sup>(50)</sup>。妊婦への暴力も珍しいことではない。「…女性を物として見ているバタラー<sup>(51)</sup>にとって、パートナーが自分の思い通りに動けないことや、妊婦となったパートナーの体型の変化が気に入らず、彼女に身体的暴力も含めて様々な危害を加える<sup>(52)</sup>」ことがある。「DV を体験しつつける母親の出産は、未熟児の出産となる確率が高く、…中略…早産、新生児死亡率も DV 被害の妊娠はそうでない妊娠よりも多い<sup>(53)</sup>」。たとえ無事に生まれても母親の悲鳴や泣き声などに恐怖や苦痛を感じ、トラウマが心に深く残る。また、母親自身が不安定で安定した育児を受けられないことにより、授乳時間や睡眠時間が不規則になることがある。加害者に強く揺さぶられたり、落とされたりというような直接の暴力によって危険にさらされることもある。その結果、子どもには「身体的症状として、不眠症、夢遊病、下痢、潰瘍、喘息<sup>(54)</sup>」などが現れることがある。すなわち、子どもは胎児の頃から発達を阻害されているのである。

幼児期は、親や身近な存在との「…一定の情緒的絆や役割期待が形成される時期である<sup>(55)</sup>」といわれる。しかし、暴力を目の当たりにすることで動揺、混乱したり、母親を助けられないことで罪悪感や無力感をもったり、暴力の責任は自分にあると考えることがある。結果、「…感情麻痺が起こり、特有の無表情や凍てついた表情を呈することになる<sup>(56)</sup>」。言語発達の遅れや落ち着きのなさ、極度の不安のほか、「…自分が感じている混乱や不安さを、指しゃぶりだとか…中略…おねしょをするなどの退行現象で表現<sup>(57)</sup>」することもある。

学童期に入り、同性の親と自分を同一化するという自然な発達の結果、男子は父親（加害者）、女子は母親（被害者）の性別役割を学習し、行動し始める。つまり、男子と女子とでは違った行動や態度を示すようになる。「男の子はどちらかという、自分が感じているストレスを行動で表す、つまり外面化し、女の子は自分たちの心の痛みやストレスを抑制する、つまり内面化する傾向<sup>(58)</sup>」があるといわれている。具体的には、男子は攻撃的、破壊的な行動に走ったりすることが多く、女子は気が沈んだり不安感をもったり、胃痛、頭痛などの体調不良を訴えることが多いようである。その他に「…低い自尊心、悲しみ、ゆううつ、無力感を持ちやすく、…中略…自殺を企てたり、非行行為を繰り返すなど、自虐性が表面化する<sup>(59)</sup>」ことがある。また、このような子どもには「…虐待されているほうの親や自分の弟や妹を守ろうとして大人の役割を担うために、年齢よりずっと早く成長してしまい<sup>(60)</sup>」、家庭内で「親化」してしまうという弊害が現れることもある。

思春期になると、子どもは自分の存在価値、意義を考え独立を求めるようになる。しかし、「DV にさらされている思春期の子どもは、小さいころに発達が混乱させられたために、独立を求める段階にうまく対応できない<sup>(61)</sup>」。そのため、「…自分が受け入れてもらえると感じるような、家族の代用となるもの（不良仲間、麻薬依存者、アルコール依存者）を外部に求める<sup>(62)</sup>」ことがある。たとえ家族の代用を探さない場合も、自分に注意を向けってもらうために、また、トラウマの恐怖や辛さから逃れるために攻撃的行動や反社会的行動（非行）に走ることがある。

身体的症状としては不眠や摂食障害、心理的症状としては情緒不安や複雑性 PTSD、解離性障害、強迫性障害、適応障害、多重人格障害、境界性人格障害、自殺企図、不登校、引きこもりなどの問題が現れる<sup>(63)</sup>。

以上のように、DVによって発達や成長を阻害されることで、子どもに様々な身体的、心理的症状が現れる。幼い頃からDVを目撃したり聞いたりすることによって残ったトラウマは、長期にわたって子どもを苦しめ続けている。もちろん、DVのある家庭で育った子ども全員に上記のような行動が出るわけではない。外面化した行動のみとる子どもいれば、内面化した行動のみとる子どももいる。

### 2-3. 世代間連鎖の危険性

加害者からの暴力によって子どもが受ける影響の一つに、DVが世代から世代に伝わっていく「暴力の世代間連鎖」が挙げられる。「暴力の世代間連鎖」には「…虐待された体験を学習し、習慣となって模倣してしまう場合（学習理論）と、親から愛されなかったために今度は子どもから愛してもらおうとして、うまくいかずに虐待してしまう場合（役割逆転）」<sup>(64)</sup>とがある。虐待傾向を有する親自身の30%程度が、幼少期に親などからの虐待を経験している<sup>(65)</sup>。もちろん、全員がDVの影響により加害者と同じような行動をとるわけではない。加害者の行動や発言に反発し、暴力のない人間関係を作っていく人や、周りの環境（親や友達、教育など）の影響によって、暴力ではないコミュニケーションをとれる人もいるだろう。しかし、「子どものいる家庭の大人として、加害者は必然的に役割モデルとしての大きな影響を子どもに及ぼしている<sup>(66)</sup>」ことも事実である。また、DVにさらされた少年が大人になって女性に暴力をふるう場合、そのおもな原因は父親から学習した態度にあることもこれまでの研究で示されているという<sup>(67)</sup>。加害者の行動や発言を通して、人間関係の作り方や人を支配するための手段としての暴力を学習するおそれがあるのだ。

子どもが抱きやすい考え方として、L・バンクロフトらは「暴力をふるわれるのは被害者に原因がある」「自分の意思を通すためには暴力をふるってもかまわない」「男は支配権を握り、女は服従すべきである」「暴力の責任を負うことはない、負わなくてもよい」を挙げている<sup>(68)</sup>。子どもは加害者の「暴力をふるうのはお前のせいだ」という被害者に対しての発言を聞いたり、暴力によって支配されている被害者、「…加害者が法の裁きを受けずにすんでいることや、加害者が自分の行為を正当化することで社会的非難を免れている」<sup>(69)</sup>状況を見ている。また、「…性別役割が固定している家庭であるほど、男性が優位であると子どもに刷り込まれて<sup>(70)</sup>」いく。その結果、大人になったときに父親から学んだ行動、発言を同じように繰り返し、人間関係を形成していくのである。

ただし、この「暴力の世代間連鎖」に反対する意見も出てきている。虐待傾向を有する親で幼少期の被虐待経験があるのは30%程度であるという<sup>(71)</sup>。「…子ども時代に虐待を受けた人の中には、虐待のサイクルという神話を信じてしまい、自分がいずれは子どもに虐待するのでは

ないかと不安を抱えている人も見受けられ<sup>(72)</sup>るという。暴力のある環境で育ったからといって、必ず世代間連鎖が起きるというわけではない。逆に世代間連鎖を強調してしまうと、心身面の回復に支障を起こしてしまう可能性も考えられる。

しかし、30%とはいえ加害者の行動や発言から誤った知識や行動を学習してしまい、大人になったとき同じように行動してしまう人がいるのは事実である。必ずしも暴力の連鎖が起こるわけではないが、暴力の世代間連鎖も視野に入れつつ、暴力を受けたことによる影響に対して支援を行っていく必要はあるだろう。

子どもは自分の親を選ぶことはできない。また、大人に比べて身体的、精神的、知的に未熟なため、たとえ虐待を受けていたとしても逃げることは容易ではない。虐待の場合は第三者も気づくことが難しいという特殊性があり、とりわけ子どもの年齢が低い場合はこの傾向が顕著であるといわれている<sup>(73)</sup>。したがって子どもの受けた被害状況や生活実態などを詳しく調査・把握し、子どもを「DV 被害者」として認識し支援する必要があると考えられる。

### 3. 子どもに対して行われている支援の状況

DV の影響が、被害者のみならず子どもにまで及んでいる場合は、被害者だけでなく子どもの身の安全も早急に図らなければならない。ここでは、DV 被害を受けた子どもに対しての支援状況を、各種調査を参考にして明らかにする。

#### 3-1. 支援の現状

##### 保護施設における支援状況

一時保護の方法として、母親と共に婦人相談所や母子生活支援施設、民間シェルターなど一時保護委託先へ入所する方法が挙げられる。同伴の子どもが幼いときや女子の場合には、この方法がとられる。

DV 被害者が「子どもと共に逃げてくるケースは6～7割を占め<sup>(74)</sup>」ている。一時保護中の2週間は被害者と子どもの安全のため、就労することも学校に通うこともできなくなる。一時保護期間は短いため、母親は心身の休養をとるとともに、今後の生活のための準備や保護命令の申立て手続き、離婚手続きなどに追われることとなる。

一方子どもはというと、高学年の男子以外<sup>(75)</sup>は「被害者の同伴児」として保護はされるものの、保護期間中はほとんど支援を受けていない状況である。一時保護された子どもは、加害者の追跡から身を守るため、2週間の一時保護期間中は原則として外出が禁止されてしまうのだが、内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関する都道府県及び政令指定都市等における取組等について<sup>(76)</sup>」によると、一時保護施設において子どもに対する保育や学習指導を行ってい

る婦人相談所は、47 施設中 33 施設（70.2 %）となっている。また、同伴児のための保育士の雇上げ、ボランティアや教員 OB による学習指導、教師による「訪問教育」の実施など、婦人相談所の一時保護委託費以外に、被害者の保護を行う施設や団体等に対して財政的支援を実施している自治体は、47 都道府県中 15 都道府県（31.9 %）、15 政令指定都市中 11 指定都市（73.3 %）、36 中核市中 9 中核市（25.0 %）にとどまっている。子どもが母親同様「被害者」であることや、暴力によって深刻な影響を受けていることが認識され始めたものの、2 週間という保護期間の短さなどの問題から、保護施設における支援はあまり普及していないようである。

#### 児童相談所で行われている支援状況

「…親と子が別々に動いたほうが安全な場合<sup>(77)</sup>」や被害が大きい、外傷がある、加害者である父親に対する恐怖心が顕著に現れている場合や同伴の男子が高学年の場合、母親と子どもを別々の施設で保護する「母子分離<sup>(78)</sup>」という方法がとられる。保護先としては「…児童相談所の一時保護所（通常 2 歳以上、乳児の場合は乳児院への一時保護委託になる）を活用するか、児童福祉施設などへの入所や一時保護委託、あるいは病院への入院避難<sup>(79)</sup>」が考えられる。「…児童相談所の一時保護所に子どもが保護される場合、期間は児童福祉法により上限 2 ヶ月……中略……と定められている。」一時保護所で子どもを保護する目的は①緊急保護、②行動観察、③短期治療である<sup>(81)</sup>。保護期間中は医師の診察や児童心理司（心理判定員）による心理検査がなされ、子どもの心身状態の把握や次の処遇に向けての検討が行われる。「子どもの心理的不安が高いときには、児童心理司（心理判定員）による個別のセラピーやカウンセリングを受けることも可能<sup>(83)</sup>」である。また、期間中は原則として保護所からの通学はできないが、保護所内には保育士や児童指導員が配置されているため、幼児は保育を、学齢児は学習指導をそれぞれ受けることができる。

保護施設に比べると医療、心理面での専門職員がいるため、支援は充実しているということがいえるのではないだろうか。しかし、前述したように児童相談所における支援の場合も期間が短期間と限られている。また、原則として子どもは「被害者の同伴児」と捉えられ、DV 被害者と共に保護施設に保護されるため、児童相談所において専門的な支援を受けられる子どもは限られている。以上のことから、児童相談所で行われている支援は DV 被害を受けた子どもにとっても有効であると思われるが、限界があるともいえるだろう。

#### 入所型施設における支援状況

東京都の「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書<sup>(84)</sup>」によると、「配偶者等暴力被害者の子どもに対して、『入所型施設<sup>(85)</sup>』では広く支援が実施されており、『心理面でのケア』についても 7 割の施設で実施していると回答している<sup>(86)</sup>」。（表 5）

アンケートの「子どもへの支援にあたっての自由意見」では、「専門スタッフの配置や適切

表5 入所型施設における支援内容（複数回答）

	入所型施設（46ヶ所）
日常の保育・遊びの提供	37（80.4％）
学習指導	32（69.6％）
登園・登校の際の同行	19（41.3％）
医療機関や相談機関などへの同行	24（52.2％）
心理面でのケア	33（71.7％）
他機関へつなぐ	29（63.0％）
その他	8（17.4％）
特になし	2（4.3％）

出所：東京都生活文化局ホームページ「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書（概要）」（配偶者等暴力被害者支援関係機関アンケート調査結果のまとめ）21頁より，筆者作成

な機関の利用による，専門的な子どもの心理的ケアが必要」「子どもの被害と支援方法について職員が学習する必要性」「被害者による子どもへの虐待を防ぐため，子どもの一時保育などをする施設が必要」など，子どもへの支援の必要性が挙げられている<sup>(87)</sup>。一方で，「心理的ケアのできる機関が少ない」「子どもの支援にまで手が回らない」という実態も語られている。

今回調査対象となった「入所型施設」でも，子どもに対する支援の必要性が認識されており，具体的な支援が行われているようである。ただし，一時保護施設に比べて滞在期間が長いものの支援体制が整っていないなどの理由から十分な支援が行えていない。また支援を行っているのは民間団体でも一部に限られていることや，支援自体も施設によって差があるという実態があるようだ。

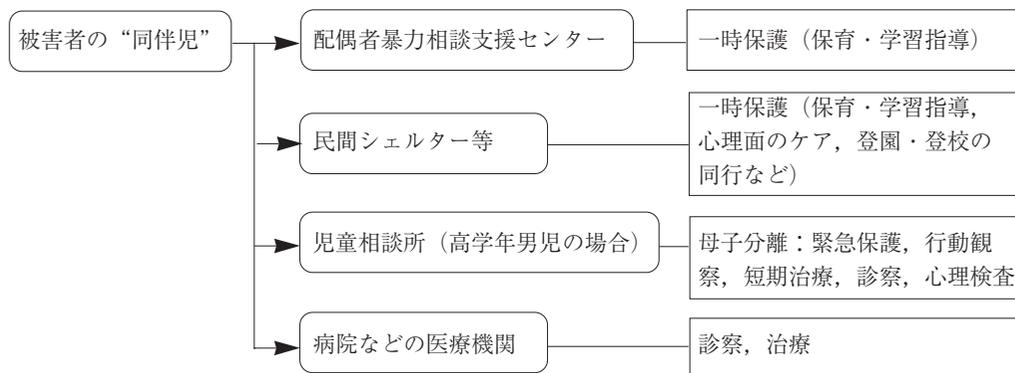


図4 支援の現状

戒能民江編『DV防止とこれからの被害者支援』ミネルヴァ書房，2006，144頁・東京都生活文化局ホームページ「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書（概要）」・特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら編『シェルターから考えるドメスティック・バイオレンス－被害女性と子どもの自立支援のために』明石書店，2006，144頁より筆者作成

以上のように、子どもに対して行われている支援の現状を図にすると図4のようになる。直接暴力を受けた場合の子どもの場合、これらは必要最低限の支援になるといえるだろう。しかし、これらの支援は子どもが自分の意思で援助を求めて受けることを想定していない。子ども自身が家庭内で暴力を受け、どこかに避難したいと思った場合の対応、そして避難所の情報、その方法、生活がどのように守られるかの情報が求められよう。子どもに対してDVに関する情報を発信したり、不安・悩みを打ち明けられる相談の場を提供する必要があるのではないだろうか。

### 3-2. 子どもに対する支援を阻む要因

DV 被害者だけでなく、同じ家庭で育った子どもも直接または間接的な暴力により様々な影響を受けていることが分かってきた。児童虐待防止法においても、「…児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」(第2条4項)が定義として位置付けられた。しかし、DV被害に対する支援は被害者、多くは成人女性に焦点が当てられている場合がほとんどである。実際、子どもも被害を受けているということが明らかになってきたものの、被害者とともに保護された子どもに対する調査は一部でしか行われておらず、どのくらいの子どもの被害を受けているのか、どのような被害を受けているのかについての実態が把握されていない。内閣府が全国規模で行った過去2回の調査で「配偶者等からの暴力に関する調査」等の質問項目の中には子どもの受けた被害に関する項目もあるが、質問に答えたのは20歳以上のアンケート回答者である。実際に被害を受けた子どもが答えたわけではない。また、性的虐待など特に潜在化しやすい暴力の場合は、親が把握していない可能性が高い。さらに、児童虐待の背景にDVがあることが最近になって分かってきたものの、実際にどの程度のケースにDVが関連しているかという具体的な数値は出ていないのが現状である。

また、子どもに対する支援として法に定めた保護規定があるのは、DV防止法における「子への接近禁止命令」(DV防止法第10条2項<sup>(88)</sup>)のみである。「東京都配偶者暴力対策基本計画中間のまとめ」<sup>(89)</sup>によると、平成13年10月から平成17年3月までの東京都地方裁判所管内での発令件数は288件、「接近禁止のみ」の発令は163件、「接近禁止、退去命令併せて」の発令は115件、平成16年2月からは「子への接近禁止命令」が10件発令されている。発令件数は年々上昇しているが、DV被害者の数から見ると制度を利用している人はごく一部である。

## 4. 結論

以上の調査結果等から、暴力は被害者だけではなく子どもにも悪影響を及ぼしていることが分かる。子どもには加害者から直接暴力をふるわれてけがをしたり、被害者に対する暴力を見たり聞いたりすることによってPTSDなどの症状が現れることがある。ほかに攻撃的・破壊的な行動をとったり、抑うつや自殺企図、不登校、摂食障害の症状が現れたりすることも少なく

ない。さらに、加害者の行動や発言を通して人間関係の作り方や手段としての暴力を学ぶことにより、将来加害者と同じような行動、発言を繰り返す「暴力の世代間連鎖」の危険性も挙げられている。加害者からのみならず被害者から暴力をふるわれる場合もある。被害者自身が暴力のストレスにより、家庭内で自分より弱い立場にいる子どもに爆発させてしまったり、加害者から命令されて暴力をふるわされることも少なくない。

今後、子どもに対して支援を行う際には子どもも DV の「被害者」であることを認識し、どのような暴力被害にあったか、直接暴力をふるわれたり暴力を見たり聞いたりすることによってどのような影響が現れているかを詳しく調査する必要があるだろう。また、暴力をふるわれたことで、大人に対して不安感や不信感をもっている子どもも多い。子どもにとっての信頼できる相手とは、ゆっくり話を聴いてくれる相手であると子どもが判断する人である。<sup>(90)</sup> 支援を行っていくために必要な信頼関係を築くためには、子どもの話を受容・傾聴することが重要になるだろう。そして「暴力の世代間連鎖」を防ぐため、暴力的でない考え方や問題解決の方法を学ぶ「非暴力教育」の普及やカウンセリング、子どもがいじめや虐待などの暴力から自分を守るための教育プログラム「CAP」<sup>(91)</sup>の必要性も指摘できる。さらに、支援を行う側が性別役割に捉われたり、「暴力をふるわれた原因は被害者にある」というような誤解を持っている、「暴力の世代間連鎖」や「二次被害」を引き起こしてしまうおそれがあるため、DV による影響や子どもの発達、家族支援に関して十分な知識のある専門家の必要性も考えられる。そして、子どもに対して継続的な支援を行えるような機関の設置や地域のネットワーク作りも必要となるだろう。

今後、様々な調査などによって被害状況が今以上に明らかになっていくにつれ、子どもへの支援の必要性に対する認識は高まっていくだろう。

## 注

- (1) 内閣府男女共同参画局編『配偶者等からの暴力に関する調査』国立印刷局，2003，3～4頁
- (2) 同上 80頁
- (3) 移住連「女性への暴力」プロジェクト編『移住連ブックレット② ドメスティック・バイオレンスと人身売買 ―移住女性の権利を求めて』移住労働者と連帯する全国ネットワーク，2004，56頁
- (4) 内閣府男女共同参画局ホームページ「男女間における暴力に関する調査」報告書（2005年度）  
<http://www.gender.go.jp> 参照日・平成 18 年 7 月 7 日現在
- (5) なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの暴行  
同上
- (6) 人格を否定するような暴言、交友関係の細かい監視などの嫌がらせ。または、被害者やその家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫  
同上
- (7) 「朝日新聞」2006 年 4 月 15 日朝刊，総合面
- (8) 戒能民江編『DV 防止とこれからの被害当事者支援』ミネルヴァ書房，2006 年，142 頁
- (9) 同上
- (10) 杉本貴代栄著『ジェンダーで読む 21 世紀の福祉政策』有斐閣，2004，66 頁
- (11) 戒能民江編『前掲書』142 頁

- (12) 戒能民江編『前掲書』142頁
- (13) 日本DV防止・情報センター編 (a)『新版ドメスティック・バイオレンスへの視点』122～123頁
- (14) 戒能民江編『前掲書』143～145頁
- (15) 鈴木隆文／麻鳥澄江著『ドメスティック・バイオレンス改訂版 ―援助とは何か 援助者はどう考え行動すべきか』教育史料出版会, 2004, 133頁
- (16) 内閣府男女共同参画局ホームページ「男女間における暴力に関する調査」報告書(2005年度) <http://www.gender.go.jp> 参照日・平成18年7月7日現在
- (17) 鈴木隆文／麻鳥澄江著『前掲書』134頁
- (18) DV問題研究会編『Q&A DVハンドブック ―被害者と向き合う方のために―』ぎょうせい, 2004, 2頁
- (19) 同上135～137頁
- (20) 戒能民江編『前掲書』71頁
- (21) 小西聖子(武蔵野女子大学人間関係学部), 金吉晴(国立精神・神経センター精神保健研究所), 平川和子(東京フェミニストセラピセンター), 影山隆之(大分県立看護科学大学), 柑本美和(国立精神・神経センター精神保健研究所), 石井朝子(東京都精神医学研究所)
- (22) 厚生労働科学研究成果抄録データベース <http://mhlw-grants.niph.go.jp> 参照日・平成19年7月5日
- (23) 女性センター3機関, 婦人相談所5機関
- (24) 金吉晴(国立精神・神経センター精神保健研究所), 加茂登志子(東京女子医科大学附属女性生涯健康センター), 元村直靖(大阪教育大学学校危機管理メンタルサポートセンター), 後藤晶子(肥前精神医療センター臨床研究部情動行動障害センター), 笠原麻里(国立成育医療センターこころの診療部)
- (25) 厚生労働科学研究成果抄録データベース 参照日・平成19年7月5日
- (26) 徳島大学医学部保健学科教授二宮恒夫「ドメスティック・バイオレンス(DV)の子どもへの影響と心のケア」『月刊福祉(2004年6月号)』全国社会福祉協議会, 46～48頁
- (27) 内閣府男女共同参画局編『配偶者等からの暴力に関する調査』国立印刷局, 2003
- (28) 同上91頁
- (29) 同上91頁
- (30) 同上94頁
- (31) 内閣府男女共同参画局ホームページ「男女間における暴力に関する調査」報告書(2005年度) <http://www.gender.go.jp> 参照日・平成18年7月7日現在
- (32) 同上
- (33) 同上
- (34) 同上
- (35) 内閣府男女共同参画局編『前掲書』101頁
- (36) 同上
- (37) 同上
- (38) 同上
- (39) 同上
- (40) 同上
- (41) 東京都生活文化スポーツ局ホームページ「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書(概要)」(配偶者暴力相談支援センターにおける相談内容調査結果のまとめ) [www.seikatubunka.metro.tokyo.jp](http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp) 参照日・平成19年9月11日
- (42) 調査対象: 配偶者暴力相談支援センター(東京都ウィメンズプラザ及び都女性相談センター)で調査期間内(平成15年3月15日～6月30日)に実施した, 配偶者暴力被害者本人の面接相談

- (43) 東京都生活文化スポーツ局ホームページ「前掲調査報告書」（配偶者等暴力被害者支援関係機関アンケート調査結果のまとめ）
- (44) アンケートに対する回答のあった東京都内の母子生活支援施設 33 ケ所，婦人保護施設 3 ケ所，生活保護施設 5 ケ所，民間シェルター 5 ケ所
- (45) アンケートに対する回答のあった東京都内の子ども家庭支援センター 31 ケ所，児童相談所 9 ケ所
- (46) アンケートに対する回答のあった福祉事務所 60 ケ所
- (47) 東京都生活文化局ホームページ「前掲調査報告書」7 頁
- (48) 日本 DV 防止・情報センター編 (b) 『知っていますか？ ドメスティック・バイオレンス一問一答〔第 3 版〕』開放出版社，2004 年，29 頁
- (49) 日本 DV 防止・情報センター編 (a) 『前掲書』94 頁
- (50) 尾崎礼子著『DV 被害者支援ハンドブック』朱鷺書房，2005 年，61 頁
- (51) 虐待者または加害者のこと 日本 DV 防止・情報センター編 (a) 『前掲書』18 頁
- (52) 尾崎礼子著『DV 被害者支援ハンドブック』朱鷺書房，2005 年，61 頁
- (53) 日本 DV 防止・情報センター編 (a) 『前掲書』94 頁
- (54) 同上
- (55) 同上 95 頁
- (56) 同上
- (57) ウェンディ・スーザン・ディートン／マイケル・ハーティカ著，柿木和代訳『ドメスティック・バイオレンス サバイバーマニュアル—自由への羽ばたき』明石書店，2005，42 頁
- (58) 同上 43 頁
- (59) 日本 DV 防止・情報センター編 (a) 『前掲書』95 頁
- (60) ウェンディ・スーザン・ディートン／マイケル・ハーティカ著，柿木和代訳『前掲書』45 頁
- (61) 同上 46 頁
- (62) 同上
- (63) 日本 DV 防止・情報センター編 (a) 『前掲書』95～97 頁
- (64) 山田秀雄編『Q&A ドメスティック・バイオレンス法 児童虐待防止法解説 第 2 版』三省堂，2004，92 頁
- (65) 同上 72 頁
- (66) ランディ・バンクロフト／ジェイ・G・シルバーマン著，幾島幸子訳『DV にさらされる子どもたち—加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』金剛出版，2004 年，53 頁
- (67) 同上 56 頁
- (68) 同上 54～56 頁
- (69) 同上 55 頁
- (70) 日本 DV 防止・情報センター編 (b) 『前掲書』28 頁
- (71) 山田秀雄編『前掲書』72 頁
- (72) 同上 72～74 頁
- (73) 同上 9 頁
- (74) 戒能民江編『前掲書』144 頁
- (75) 「・・・婦人相談所の一時保護施設は，売春を行うおそれのある女子の保護施設であるため，母子が一緒に保護を求めてきても，子どもが中学生以上の男子である場合，母親と離れて児童相談所に入ることが多い」山田秀雄編『前掲書』53 頁
- (76) 内閣府男女共同参画局ホームページ 女性に対する暴力に関する専門調査会（第 40 回）議事資料「配偶者からの暴力に関する都道府県及び政令指定都市等における取組等について」 参照日・平成 19 年 10 月 11 日現在  
調査対象：47 都道府県・15 政令指定都市・36 中核市 計 98 団体

配偶者暴力相談支援センター（平成 18 年 5 月 1 日現在） 計 152 か所

調査時期：平成 18 年 7 月～ 8 月

- (77) 日本 DV 防止・情報センター編 (b) 『前掲書』 73 頁
- (78) 例：母親は公営シェルター，高学年の男子は児童相談所で保護 戒能民江編 『前掲書』 144 頁
- (79) 日本 DV 防止・情報センター編 (a) 『前掲書』 201 頁
- (80) 同上 202 頁
- (81) 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら編 『シェルターから考えるドメスティック・バイオレンス ―被害女性と子どもの自立支援のために』 明石書店，2006，144 頁
- (82) 日本 DV 防止・情報センター編 (a) 『前掲書』 202 頁
- (83) 同上 202～203 頁
- (84) 東京都生活文化スポーツ局ホームページ「前掲調査報告書」（配偶者等暴力被害者支援関係機関アンケート調査結果のまとめ）
- (85) アンケートに対する回答のあった東京都内の母子生活支援施設 33 ヶ所，婦人保護施設 3 ヶ所，生活保護施設 5 ヶ所，民間シェルター 5 ヶ所
- (86) 東京都生活文化スポーツ局ホームページ「前掲調査報告書」 21 頁
- (87) 同上 24 頁
- (88) 被害者への接近禁止命令と併せて，命令の効力が生じた日以後，その被害者への接近禁止命令の期間……中略……が満了するまでの間，被害者の子の身辺につきまとい，又はその通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずる命令である．期間は 6 ヶ月で，被害者の申立てにより被害者への接近禁止命令と同時に，または被害者への接近禁止命令発令後に当該配偶者に対して発せられる。  
南野知恵子／神本美恵子／山本香苗／吉川春子／福島みずほ監修 『詳解 改正 DV 防止法』 ぎょうせい，2004，233 頁
- (89) 東京都生活文化局ホームページ「東京都配偶者暴力対策基本計画 中間のまとめ」  
<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp> 参照日・平成 18 年 4 月 26 日現在
- (90) 「月間福祉（2004 年 6 月号）」（二宮恒夫「ドメスティック・バイオレンス（DV）の子どもへの影響と心のケア」）全国社会福祉協議会，2004，48 頁
- (91) CAP センター・JAPAN 編 『CAP への招待 ―すべての子どもに「安心・自信・自由」の権利を』 解放出版社，2004，6 頁

#### 参考文献

- (1) 移住連「女性への暴力」プロジェクト編 『移住連ブックレット② ドメスティック・バイオレンスと人身売買 ―移住女性の権利を求めて』 移住労働者と連帯する全国ネットワーク，2004 年
- (2) ウェンディ・スーザン・ディートン／マイケル・ハーティカ著，柿木和代訳 『ドメスティック・バイオレンス サバイバーマニュアル ―自由への羽ばたき』 明石書店，2005 年
- (3) 尾崎礼子著 『DV 被害者支援ハンドブック』 朱鷺書房，2005 年
- (4) 戒能民江編 『DV 防止とこれからの被害当事者支援』 ミネルヴァ書房，2006 年
- (5) CAP センター・JAPAN 編 『CAP への招待 ―すべての子どもに「安心・自信・自由」の権利を』 解放出版社，2004 年
- (6) 杉本貴代著 『ジェンダーで読む 21 世紀の福祉政策』 有斐閣，2004 年
- (7) 鈴木隆文／麻鳥澄江著 『ドメスティック・バイオレンス改訂版 ―援助とは何か 援助者はどう考え行動すべきか』 教育史料出版会，2004 年
- (8) DV 問題研究会 『Q&A DV ハンドブック ―被害者と向き合う方のために―』 ぎょうせい，2004 年
- (9) 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら編 『シェルターから考えるドメスティック・バイオレンス ―被害女性と子どもの自立支援のために』 明石書店，2006 年

- (10) 内閣府男女共同参画局編『配偶者等からの暴力に関する調査』国立印刷局，2003年
- (11) 日本DV防止・情報センター編『知っていますか？ ドメスティック・バイオレンス一問一答〔第3版〕』開放出版社，2004年
- (12) 日本DV防止・情報センター編『新版ドメスティック・バイオレンスへの視点』朱鷺書房，1999年
- (13) 南野知恵子／神本美恵子／山本香苗／吉川春子／福島みずほ監修『詳解 改正DV防止法』ぎょうせい，2004年
- (14) 山田秀雄編『Q&A ドメスティック・バイオレンス法 児童虐待防止法解説 第2版』三省堂，2004年
- (15) ランディ・バンクロフト／ジェイ・G・シルバーマン著，幾島幸子訳『DVにさらされる子どもたち ー加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』金剛出版，2004年

#### 新聞・雑誌

- (1) 朝日新聞
- (2) 月刊福祉（2004年6月号）（二宮恒夫「ドメスティック・バイオレンス（DV）の子どもへの影響と心のケア」）全国社会福祉協議会，2004年

#### 電子メディア情報

- (1) 厚生労働科学研究成果抄録データベース <http://mhlw-grants.niph.go.jp>  
「DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究（H13一子どもー036）に関する研究（総括研究報告書）」（2002年度）参照日・平成19年7月5日現在  
「母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査」  
参照日・平成19年7月5日現在
- (2) 東京都生活文化スポーツ局ホームページ <http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp>  
「東京都配偶者暴力対策基本計画 中間のまとめ」参照日・平成19年9月12日現在  
「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」参照日・平成19年9月11日現在  
「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書（概要）」  
（配偶者等暴力被害者支援関係機関アンケート調査結果のまとめ）  
参照日・平成19年9月11日現在  
（配偶者暴力相談支援センターにおける相談内容調査結果のまとめ）  
参照日・平成19年9月11日現在
- (3) 内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp>  
「男女間における暴力に関する調査」報告書（2005年度）  
参照日・平成18年7月7日現在  
女性に対する暴力に関する専門調査会（第40回）議事資料  
「配偶者からの暴力に関する都道府県及び政令指定都市等における取組等について」  
参照日・平成19年10月11日現在

（2007.12.12 受理）